

## 石綿対策の規制が強化されました！

石綿障害予防規則等の一部改正 公布:令和2年7月1日 施行:令和2年10月1日～

### 令和4年度【建築物石綿含有建材調査者講習(一般)】開催のご案内

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用の有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

当支部では「建築物石綿含有建材調査者講習(一般)」を開催いたします。

＜主な受講資格(抜粋)＞ (詳しくは、[受講申込書【受講資格】](#)欄をご参照ください。)

- ・ 石綿作業主任者技能講習修了者(一部科目免除有)
- ・ 大学、高等学校等において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、一定の実務経験を有する者
- ・ 建築に関して11年以上の経験を有する者

＜講習内容＞ 2日間 計12.5時間

講習日	科目等	時間
1日目	科目 1.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
	科目 2.建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
	科目 3.石綿含有建材の建築図面調査	4時間
2日目	科目 4.現場調査の実際と留意点	4時間
	科目 5.建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
	修了考査(筆記試験)	1.5時間

講習予定時間 1日目 9:00～16:40(休憩を含む)  
2日目 9:00～17:00(休憩、修了考査を含む)

＜受講料(10%税込)・テキスト代(10%税込)＞

受講料: 全科目受講 40,700円、一部科目免除 37,400円  
テキスト代: 4,630円

＜開催日及び会場＞

**広島市** 会場: <中特会館【広島市中区鞆町3-57】>

令和4年 4月5日(火)～6日(水)、6月8日(水)～9日(木)、8月1日(月)～2日(火)

**三原市** 会場: <三原商工会議所【三原市皆実4-8-1】>

令和4年 7月19日(火)～20日(水)

**福山市** 会場: <まなびの館 ローズコム 4F(福山市生涯学習プラザ)【福山市霞町1-10-1】>

令和4年 9月15日(木)～16日(金)

**広島市** 会場: <広島YMCA国際文化センター【広島市中区八丁堀7-11】>

令和4年 10月20日(木)～21日(金)、12月13日(火)～14日(水)、

令和5年 2月27日(月)～28日(火)

### <申込方法>

- ・ ①建築物石綿含有建材調査者講習(一般調査者)受講申込書、②本人確認書類、③受講資格証明書類等、④返信用封筒(定形3号)に404円切手を貼付、を添えて、郵送またはご持参ください。
- ・ 講習申込期間は開催日の2カ月前から先着順とし、受付後、請求書を送付いたします。
- ・ 受講料・テキスト代の納付を確認後、受講票とテキストを所属会社住所へ受講者本人宛に送付いたします。
- ・ 本講習の修了考査試験は難易度が高いため、送付されたテキストによる事前学習が必要です。

### <特記事項>

- ・ 受講申込みの受付は、各回、講習会開催の2カ月前とします。その日より前に当方に到着したものは受付できません。
- ・ 受講が確定し、受講料のご入金を確認させていただいた方からテキスト・受講票をお送りいたします。受講料入金締切日までにご入金いただけない場合、受講は取り消しとなります。受講料入金後のキャンセルはお受けできませんのでご了承ください。

### <提出先・お問い合わせはこちら>

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 8-10-2F

建設業労働災害防止協会広島県支部

TEL : 082-228-8250